

参考資料3 具体的施策

施策1 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）の一部を改正する法律案

【人・農地関連法案】 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を計画的に推進するため、
- ・地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項として、農林漁業団体等が実施する農用地の保全等に関する事業を新たに位置付けることとし、
 - ・当該事業の実施に必要な農林地等についての所有権の移転等を促進するための措置等を講ずる。

2. 法律案の概要

- ① **活性化計画の記載事項等**
 - ・活性化計画に記載できる事業（活性化事業）として、農用地の保全等に関する事業を追加する。
 - ・活性化事業について、現行の交付金による支援に加え、農地転用等に係る手続の迅速化を図る。
※農用地の保全等に関する事業：農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であって、定住等及び地域間交流の促進に資するもの
- ② **所有権移転等促進計画の記載事項**
 - ・所有権移転等促進計画の対象に、現行の活性化施設の整備に係る事業に加え、農用地の保全等に関する事業を追加する。
※所有権移転等促進計画：農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理を行う計画
- ③ **農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例**
 - ・農用地の保全等に関する事業が活性化計画に記載される場合について、多面法に基づく認定申請についての手続を簡略化する。
- ④ **活性化計画の作成等に係る協議会**
 - ・地方公共団体は、活性化計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、農林漁業団体、有識者等から成る協議会を組織することができる（任意）。
- ⑤ **農林漁業団体等の法人化の推進**
 - ・国及び地方公共団体は、農用地の保全等に取り組む農林漁業団体等の法人化の推進に努める。



3. 施行期日

公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日

農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。
（上限500万円／事業実施主体）

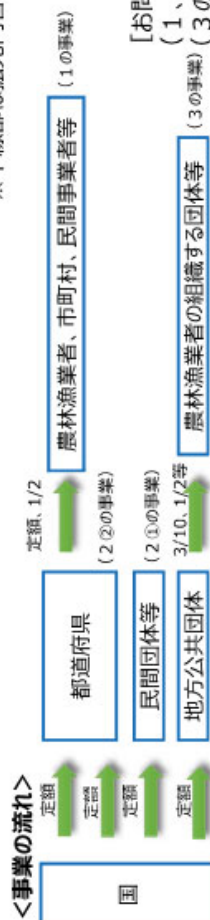
2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

- ① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

※ 下線部は拡充内容



<事業イメージ>



施策3 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち
農山漁村発イノベーション推進支援事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752(9,805)百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（令和7年度まで）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

(支援対象の取組)

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売上げに向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
(※取組に係る簡易な施設整備も支援対象)

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限500万円/事業期間）】

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間）】

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせることも可能（ただし、交付額の上限は500万円）。

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞



① 2次・3次産業と連携した加工・直売



② 新商品開発・販路開拓



③ 直売所の売上げに向けた取組

業務用一次加工品等の開発

④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組



森林を利用したセラピー事業

原料にこだわり差別化を図ったヨーグルトの開発

⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組



シルクを加工したボディスボンジ



成分分析による新商品開発

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち
農山漁村発イノベーションサポート事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村発イノベーションの取組を強力に推進するため、専門的な知識を有する人材を活用・派遣する中央・都道府県サポートセンターの取組や、地域の課題と都市部の起業家をマッチングし地域資源の付加価値を生み出す取組、施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、中央プランナーやエグゼクティブプランナーの派遣を行うことで、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題に対する重点的な伴走支援の取組等を支援します。

② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの育成・派遣の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の経営改善等の多様な課題に対しての伴走支援や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

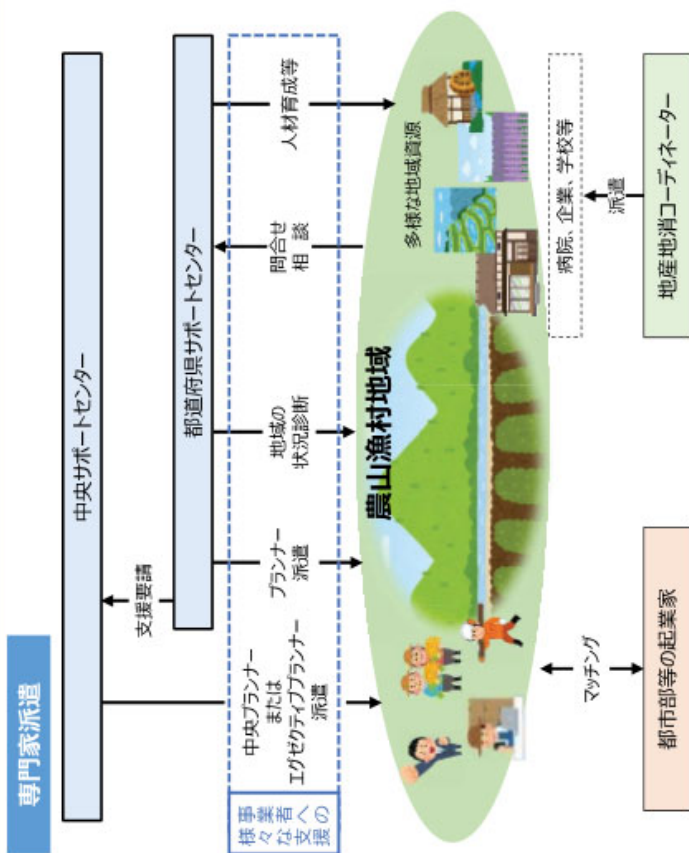
【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

施策5 農山漁村発イノベーション等整備事業

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション等整備事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加 (140人 [令和7年度まで])
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業者数の増加 (93事業者 [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 定住促進対策型、交流対策型 (旧 農山漁村活性化整備対策)
都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

2. 産業支援型 (旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業)
農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援の対象とします。**

<事業の流れ>



※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>

定住促進対策型、交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- **事業期間** 原則3年間 (最大5年間)

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

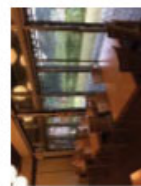
産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体※2
中小企業者※3
- **事業期間** 原則1年間

※2 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

施策6 中山間地農業推進対策

農山漁村振興交付金のうち

中山間地農業推進対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域において、中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を深化させる取組、地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業の推進、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等に対する支援を実施します。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネサンス推進支援
中山間地域の特色を活かした総意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上に向けた具体的な取組を後押しすることで、全国の取組の見本となる優良事例創出の加速化を推進します。（上限500万円/地区）
- ③ 地域レジリエンス強化支援
平常時から中山間地域と都市地域において持続的な関係を構築し、自然災害のよ
うな不測の事態が生じた際にも、都市地域の避難民受け入れといった災害時の円滑
な避難対応等を実現するため、地域レジリエンス強化連携協定の締結、協定に基づ
く活動を支援します。（上限500万円/地区）
- ④ 中山間地複合経営実践支援
中山間地域において、地域外からの移住者等が取り組みやすい多品目の組み合わ
せにより、地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
- ② 農村RMO伴走支援体制の構築

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容
※対象地域：8法指定地域等

＜事業イメージ＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業



○ 元気な地域創出モデル支援

高収益作物の生産

《美証ほ場の設置》

《加工品の試作》

《専門家を招いたカーガレッジ》

《農薬使用に関する研修会》

《棚田地域の保全・振興》

《棚田を望む東屋》

《薬用作物と林産物の複合経営》

《野菜と果樹の複合経営》

《野生動物と林産物の複合経営》

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止〔令和6年度まで〕

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,900) 百万円
- ① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

② 令和4年度の拡充事項

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、
「超急傾斜棚田加算」を新設。

※ 下線部は拡充事項

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (200) 百万円
- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)
- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
 - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜・急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田/10以上、畑20度以上) (超急傾斜・急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地 (田/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援 (上限額：200万円/年)	
集落協定広域化加算 (上限額：200万円/年)	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 (上限額：200万円/年)	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援 (地目にかかわらず)	3,000円 (地目にかかわらず)
生産性向上加算 (上限額：200万円/年)	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

施策 8 農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業

農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち

農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和 4 年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村 RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村 RMO を目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み地域運営組織（100地区【令和 8 年度まで】）

<事業の内容>

1. 農村 RMO モデル形成支援

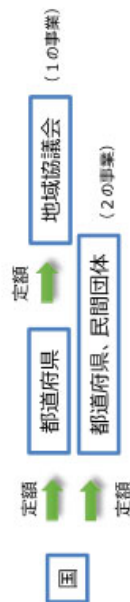
地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組を支援します。
【事業期間：上限 3 年間、交付率：定額】

2. 農村 RMO 伴走支援体制の構築

農村 RMO 形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村 RMO : Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農村 RMO モデル形成支援



農村 RMO 伴走支援体制の構築



【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区〔令和7年度まで〕）

事業イメージ

① 情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。

- ## 2. 施設整備事業

- ※下線部は拡充内容

定額、1/2等

国 → 都道府県 → 市町村等

(1①、2の事業)

定額

国 → 民間団体

(1②の事業)

※ 無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi等）を選定

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)



農山漁村振興交付金のうち
最適土地利用対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、地域ぐるみの話合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進します。

<事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区【令和8年度まで】）

<事業の内容>

1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話合いを通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進します。

- ア 専門家を入れた話合いや地域の特性を活かした最適土地利用計画等の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 農業用ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

- ① 粗放的農地利用事業
 - ア 専門家を入れた話合いや粗放的利用に係る最適土地利用計画等の策定
 - イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電気柵等条件整備
 - ウ 蜜源作物等の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証
 - エ 保全すべき農地周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な造林等
- ② 生産性検証（食料自給力確保）事業
 - ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
 - イ 食料生産の実証及び実証に必要なとなる農地の簡易な整備

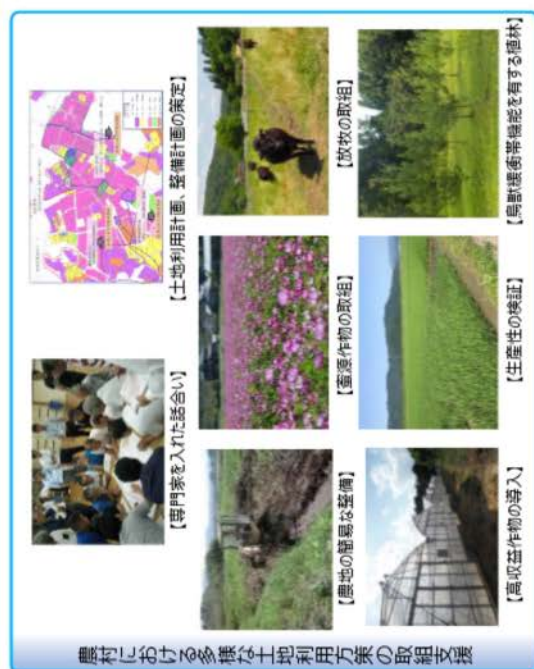
<事業の流れ>

1/2, 定額等



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）